

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%（標準税率）1.76%（軽減税率））へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入			(単位：千円)	
予算科目			内容	決算額
7 款 地方消費税 交付金	1 項 地方消費税 交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	476,676
計				476,676

歳出			(単位：千円)				
予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金（社会保 障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	239,962	96,032		143,930	143,930
		4 目 障害者福祉費	146,990	29,924	13,338	103,728	103,728
		5 目 老人福祉費	946,211	46,951	17,190	882,070	882,070
		7 目 障害者自立支援費	594,875	456,830		138,045	138,045
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	609,005	524,039		84,966	84,966
		3 目 母子福祉費	249,771	54,758	9,946	185,067	185,067
		7 目 児童発達支援費	186,676	136,553		50,123	50,123
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	33,946	29,100		4,846	4,846
計			3,007,436	1,374,187	40,474	1,592,775	1,592,775

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費